

1. 地区の概要(被災前)

【地区特性】

- ・ 当該地区は、いわき市中心部より北東に約 10km に位置し、津波被災市街地の被災前人口は 1,644 人で、世帯数は、697 世帯となっていました。
- ・ 四倉地区の中心をなす部分で、四倉漁港との関わりが深く、漁港には年間約 3 1 万人以上の人々が訪れる、「道の駅よつくら港」があります。また、隣接する四倉海岸は海水浴場のほか、花火大会や凧揚げ大会などの様々なイベントの場となり、年間約 1 0 万人が訪れていました。

表 各津波被災市街地の人口、世帯数

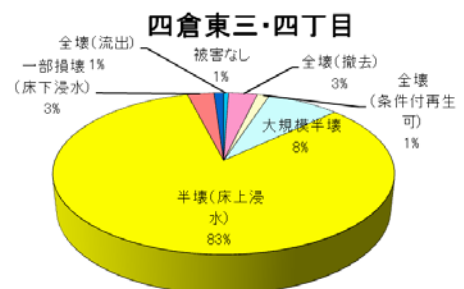
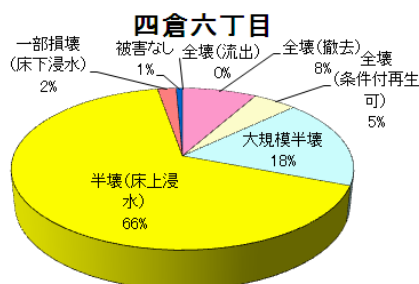
	四倉六丁目	四倉東三・四丁目	国道 6 号・ 県道豊間四倉線より海側
人口 (人)	303	947	394
世帯数 (世帯)	124	409	164

【土地利用特性】

- ・ 国道 6 号より西側一帯の市街地は、多少の空地を残しつつ建物が集積し、住宅や店舗、店舗併用住宅、作業所併用住宅などが混在して立地しています。
- ・ 国道 6 号・県道豊間四倉線より東側の市街地は、店舗や業務施設、住宅などが立地していました。

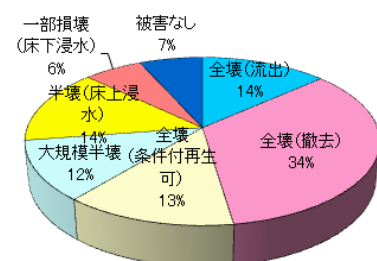
2. 被災状況

- ・ 四倉六丁目、四倉東三・四丁目では半壊（床上浸水）の割合が高く、国道 6 号・県道豊間四倉線より海側では全壊（（流出）、（撤去）、（条件付再生可）の合計）の割合が高くなっています。



四倉地区被災状況

国道 6 号・県道豊間四倉線より海側



3. 被災者意向

●今後希望する住まいの場所

- ・ 今後希望する住まいの場所は、「被災前と同じ場所」が四倉市街地で多く、被害の大きかった国道 6 号・県道豊間四倉線より海側では少なくなっています。
- ・ 国道 6 号・県道豊間四倉線より海側の地区では、「同じ地区内で危険性が低い場所」と「被災前の地区に近い津波が来ない安全な場所（高台など）」、「地区外への移転」の希望が多くを占め、四倉市街地を大きく上回っています。

●復興案を策定していく上で必要な対策

- ・ 復興案を策定していく上で必要な対策は、「今回のような津波が来ても街を守る十分な強度の防波堤が整備されれば」が最も多く、「津波が来てもすぐに逃げられる避難路や避難地などがあれば」、「かさ上げされた防災道路や津波防災緑地など多重に津波から街を守る施設が整備されれば」がこれに次ぎ、防災施設を重視しています。
- ・ 仁井田では、「津波が来ない安全な高台などに移転できれば」が最多となっています。

※第 2 回いわき市津波被災市街地復興意向調査結果より

4. 地区復興の基本的考え方

【全体復興の基本的考え方】

- 本地区は、広大な砂浜を持つ四倉海岸や四倉漁港を背景に、市北部の拠点地区として位置づけられてきたところであり、いわき市都市計画マスタープランでも、いわき四倉中核工業団地の整備とともに、拠点市街地の都市機能強化、海浜レクリエーション地域の整備等の方針が示されています。
- 四倉地区の復興にあたっては、災害に強い地区づくりを最大の目標にすると共に、引き続き市の北部拠点地区の機能を果たせるよう、「道の駅よつくら港」を復興のシンボルとして、市街地と海岸部・漁港を一体に連携づけた再生を目指します。

【土地利用の基本的考え方】

- 市街地については、市北部地域の拠点としての機能を維持できるよう、津波防災対策等の強化を前提に土地の有効利用を図り、住宅や商業地など従前の土地利用に基づいた、現位置での復興を基本とします。
- 国道6号・県道豊間四倉線より海側については、商業・業務地や住宅地等の従来に準じた土地利用を目指します。
- 住宅再建が困難な被災者向けに、災害公営住宅を整備します。

【津波防御の基本的考え方】

- 津波防災緑地や海岸道路の整備、海岸・河川の防災対策などのほか、避難地や避難路の指定、避難訓練等によって安全な場所に迅速に避難できる対策など、多重防御による「減災」の考え方を基本とし、地区の安全性の向上を図ります。

5. 地区別復興の方針

	土地利用の方針	防災施設整備の方針
四 倉	<ul style="list-style-type: none"> • 四倉市街地については、従前の土地利用を踏まえながら、市北部地域の拠点市街地の位置づけのもとで、防災対策等により安全性の向上を図りながら住宅地、商業・業務地などとして現位置での復興を基本とします。 • 海岸道路より海側についても、堤防と津波防災緑地の整備を行うことで、現位置での復興を基本とします。 	<ul style="list-style-type: none"> • 河川、海岸の防災対策を行います。 • 津波被害を軽減する観点から、海岸堤防と合わせて津波防災緑地を整備し、災害に強い市街地を形成します。 • 安全な場所に速やかに避難できるよう、迅速な災害情報の伝達とともに、避難路の指定や避難場所への表示板の設置など防災対策を充実します。

※ 当該土地利用方針図は、現時点での案であり、今後、被災者や市民の皆様のご意見やご要望、国の制度改正や関係機関との調整により変更されることがあります。

【四倉】



《土地利用方針》

- ・ 四倉市街地については、防災対策等により安全性の向上を図りながら現位置での復興を基本とします。
- ・ 海岸道路より海側については、堤防と津波防災緑地の整備を行い、現位置での復興を基本とします。

主な取組み

主体	主な取組み	備考
県	・ 海岸の防災対策（海岸堤防の嵩上げ）	
	・ 津波防災緑地の整備	
	・ 漁港の防災対策（堤防の設置）	
市	・ 災害公営住宅の整備（整備予定戸数：151戸）	柱1
	・ (仮称)防災コミュニティセンターの整備（四倉十三区集会所、本町集会所）	柱2
	・ 河川の防災対策（境川河口部への水門整備）	柱3
	・ 津波避難ビルの整備（四倉中学校）	柱3
	・ 防災・減災対策施設（避難路・誘導サイン等）の整備	柱3
	・ 道の駅よつくら港情報館改修	復旧計画

1. 地区の概要(被災前)

【地区特性】

- ・ 当該地区は、いわき市中心部より南東に約 10km に位置し、津波被災市街地の被災前人口は 2,833 人で、世帯数は、1,022 世帯となっていました。
- ・ 地区内には、国指定天然記念物賢沼ウナギ生息地がある沼ノ内弁財天や、年間約 9 万人以上の観光客が訪れている歌にも唱われた塩屋崎灯台、また、薄磯海水浴場や豊間海水浴場があり、年間約 32 万人の海水浴客で賑わっていました。また、沿岸域で最も水産加工業を中心とした製造業が立地していました。

表 各津波被災市街地の人口、世帯数

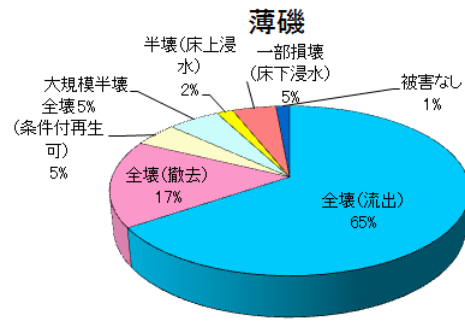
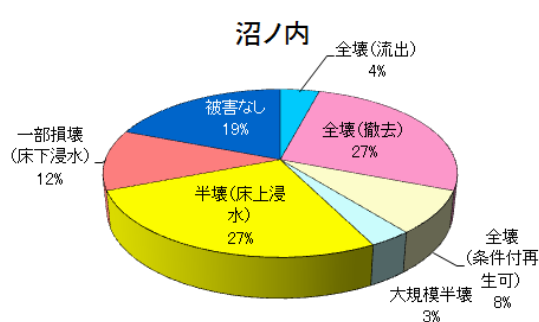
	沼ノ内	薄磯	豊間
人口(人)	262	787	1,784
世帯数(世帯)	98	283	641

【土地利用特性】

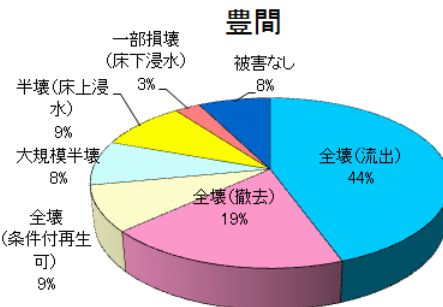
- ・ 沼ノ内の土地利用は、そのほとんどが住宅となっていますが、店舗併用住宅、作業所併用住宅、小規模工場も混在して立地していました。
- ・ 薄磯や豊間では、住宅、店舗併用住宅、工場、商業施設など、基本的な都市施設がまとまって立地していました。また、海水浴場があり、多くの民宿などが立地していました。

2. 被災状況

- ・ 沼ノ内では半壊(床上浸水)の割合が高く、薄磯、豊間では全壊(流出)、(撤去)、(条件付再生可)の合計)の割合が高くなっています。



薄磯地区被災状況



3. 被災者意向

●今後希望する住まいの場所

- ・ 今後希望する住まいの場所は、沼ノ内は「被災前と同じ場所」が最も多く、薄磯、豊間では「被災前の地区に近い津波が来ない安全な場所(高台など)」が最も多くなっています。
- ・ 次いで、沼ノ内では「高台など」、薄磯、豊間では「被災前と同じ場所」と「地区内の安全な場所」を合わせた「現位置」となっています。

●復興案を策定していく上で必要な対策

- ・ 復興案を策定していく上で必要な対策は、薄磯、豊間では「津波が来ない安全な高台などに移転できれば」、沼ノ内では、「今回のような津波が来ても街を守る十分な強度の防波堤が整備されれば」が最も多くなっています。

※第2回いわき市津波被災市街地復興意向調査結果より

4. 地区復興の基本的考え方

【全体復興の基本的考え方】

- ・ 本地区は、塩屋埼灯台、薄磯海水浴場、豊間海水浴場等の観光資源が立地し、いわき市都市計画マスタープランでは、沿岸地域について「観光・文化・レクリエーションゾーンに位置づけられており、海産物を含めた地場産業などが自然環境と調和を保ち共生していく地域づくりに努める」地域づくりの方針が示されています。
- ・ 市街地復興にあたっては、災害に強い地区づくりを最大の目標にするとともに、地区再建という観点から観光業、水産業等地場産業の復興、本地区の特性である水辺、自然環境を活かした地区復興を検討します。

【土地利用の基本的考え方】

- ・ 住宅地については、被災者意向を踏まえると、現位置での復興と高台での復興、地区外での復興に分かれていることから、それぞれの居住場所で良好な環境が形成され、利便性も確保されるよう配慮します。
- ・ 水産加工場や工場等工業地については、地場産業の復興という観点から道路アクセスに考慮した位置での復興を検討します。
- ・ 地区内に立地する公共公益施設は、安全な高台への移設を検討します。
- ・ 住宅再建が困難な被災者向けに、災害公営住宅を整備します。

【津波防御の基本的考え方】

- ・ 津波防災緑地や海岸道路の整備、海岸・河川の防災対策などのほか、避難地や避難路の指定、避難訓練等によって安全な場所に迅速に避難できる対策など、多重防御による「減災」の考え方を基本とし、地区の安全性の向上を図ります。

5. 地区別復興の方針

	土地利用の方針	防災施設整備の方針
沼ノ内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災対策等により、市街地の安全性の向上を図ります。 ・ 海岸に沿って海岸道路を整備し観光振興、生活利便性の向上を図ります。 ・ 海岸沿いに整備される海岸道路、津波防災緑地を除く地区については、従前の土地利用を踏まえながら、現位置での復興を基本とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波被害を軽減する観点から、海岸堤防と合わせて津波防災緑地及び海岸道路を整備し、災害に強い市街地を形成します。 ・ 安全な場所に速やかに避難できるよう、迅速な災害情報の伝達とともに、避難路の指定や避難場所への表示板の設置など防災対策を充実します。
薄磯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地等については、一部近隣の安全な場所へ移転するほか、防災対策等により地域の安全性の向上を図りながら、快適な市街地の再生を目指します。 ・ これらの地区では、地区幹線道路、地区内道路、公園等都市基盤施設を整備し、良好な市街地環境を形成します。 ・ 住宅地、商業・業務地等をゾーニングし、利便性や安全性の向上を図ります。 ・ 海岸に沿って海岸道路を整備し観光振興、生活利便性の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波被害を軽減する観点から、海岸堤防と合わせて津波防災緑地及び海岸道路を整備し、災害に強い市街地を形成します。 ・ 安全な場所に速やかに避難できるよう、迅速な災害情報の伝達とともに、避難路の指定や避難場所への表示板の設置など防災対策を充実します。
豊間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地等については、一部近隣の安全な場所へ移転するほか、防災対策等により地域の安全性の向上を図りながら、快適な市街地の再生を目指します。 ・ これらの地区では、地区幹線道路、地区内道路、公園等都市基盤施設を整備し、良好な市街地環境を形成します。 ・ 住宅地、商業・業務地等をゾーニングし、利便性や安全性の向上を図ります。 ・ 海岸に沿って海岸道路を整備し観光振興、生活利便性の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波被害を軽減する観点から、海岸堤防と合わせて津波防災緑地及び海岸道路を整備し、災害に強い市街地を形成します。 ・ 安全な場所に速やかに避難できるよう、迅速な災害情報の伝達とともに、避難路の指定や避難場所への表示板の設置など防災対策を充実します。

※ 当該土地利用方針図は、現時点での案であり、今後、被災者や市民の皆様のご意見やご要望、国の制度改正や関係機関との調整により変更されることがあります。

【沼ノ内】



《土地利用方針》

- ・ 防災対策等により、市街地の安全性の向上を図ります。
- ・ 海岸に沿って海岸道路を整備し観光振興、生活利便性の向上を図ります。
- ・ 海岸沿いに整備される海岸道路、津波防災緑地を除く地区については、従前の土地利用を踏まえながら、現位置での復興を基本とします。

主な取組み

主体	主な取組み	備考
県	・ 海岸の防災対策（海岸堤防の嵩上げ）	
	・ 河川の防災対策（弁天川河口部への水門整備）	
	・ 道路の整備（豊間四倉線）	
	・ 津波防災緑地の整備	
市	・ 災害公営住宅の整備（整備予定戸数：40戸）	柱1
	・ 避難所機能を有する公共施設の耐震化（新舞子ハイツ）	柱3
	・ 防災・減災対策施設（避難路・誘導サイン等）の整備	柱3

【薄磯】



《土地利用方針》

- ・ 住宅地等については、近隣の安全な場所へ移転するほか、防災対策等により、地域の安全性の向上を図りながら、快適な市街地の再生を目指します。
- ・ これらの地区では、地区幹線道路、地区内道路、公園等都市基盤施設を整備し、良好な市街地環境を形成します。
- ・ 住宅地、商業・業務地等をゾーニングし、生活利便性や安全性の向上を図ります。
- ・ 海岸に沿って海岸道路を整備し観光振興の向上を図ります。
- ・ 平成27年度までに土地利用が図られることを目標に事業を進めていきます。

主な取組み

主体	主な取組み	備考
県	・ 海岸の防災対策（海岸堤防の嵩上げ）	
	・ 津波防災緑地の整備	市と連携
	・ 道路の整備（豊間四倉線）	市と連携
市	・ 災害公営住宅の整備（整備予定戸数：103戸）	柱1
	・ 被災した小・中学校の復旧（豊間小中学校）	柱2
	・ 被災した公立保育所の復旧（豊間保育園の移転復旧）	柱2
	・ 消防団施設、機械の整備（土地利用と合わせあり方検討）	柱2
	・ 沿岸域等における埋蔵文化財試掘・発掘調査	柱2
	・ 道路の整備（沼ノ内薄磯線、(仮)南作青井線）	柱3
	・ 震災復興土地区画整理事業（想定世帯：約300世帯）	柱3
	・ 防災・減災対策施設（避難路・誘導サイン等）の整備	柱3
	・ 被災地域における難視聴対策への支援	柱3
	・ 塩屋埼灯台を活用した観光活性化（調査・検討）	柱4

【豊間】



《土地利用方針》

- 住宅地等については、近隣の安全な場所へ移転するほか、防災対策等により、地域の安全性の向上を図りながら、快適な市街地の再生を目指します。
- これらの地区では、地区幹線道路、地区内道路、公園等都市基盤施設を整備し、良好な市街地環境を形成します。
- 住宅地、商業・業務地等をゾーニングし、生活利便性や安全性の向上を図ります。
- 海岸に沿って海岸道路を整備し観光振興の向上を図ります。
- 平成 27 年度までに土地利用が図られることを目標に事業を進めていきます。

主な取組み

主体	主な取組み	備考
県	・海岸の防災対策（海岸堤防の嵩上げ）	
	・河川の防災対策（諏訪川堤防の嵩上げ）	
	・津波防災緑地の整備	市と連携
	・道路の整備（豊間四倉線、小名浜四倉線）	市と連携
市	・災害公営住宅の整備（整備予定戸数：192戸）	柱1
	・消防団施設、機械の整備（土地利用と合わせあり方検討）	柱2
	・沿岸域等における埋蔵文化財試掘・発掘調査	柱2
	・道路の整備（塩屋町榎町線）	柱3
	・震災復興土地区画整理事業（想定世帯：約500世帯）	柱3
	・防災機能を有する都市公園の整備（豊間地区津波防災公園整備）	柱3
	・防災・減災対策施設（避難路・誘導サイン等）の整備	柱3
	・被災地域における難視聴対策への支援	柱3
	・河川の防災対策（塩屋川堤防の復旧）	復旧計画

